

## 月次総会議事録

令和5年(第8回)加古川市農業委員会月次総会

令和5年8月24日(木)

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

### 欠席委員

### 事務局

局長	桑山 隆	次長	官武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	仲平 雅史		
農林水産課			
農政係長	畑中 慎介	主事	河野 友博
書記	猿木 真吾		

### 現地調査(東地区)

8月18日(金) 午前8時50分から

丸山農政委員長、前田委員、庄司委員 事務局4名

### 現地調査(西地区)

8月18日(金) 午後1時10分から

馬田会長、東田委員、都倉澄子委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第8回の月次総会を開催いたします。  
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 18名  
本日の出席委員数 18名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、3番 井相田 つや子委員、4番 道清 真有子委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第70号を議題といたします。  
議案第70号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。  
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。  
それでは、議案を朗読いたします。  
議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め  
ること。

1 加古川町大野 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん 外1名  
から、 [ ] さんへ。

2 神野町福留 [ ]、 [ ] 平米 外2筆、計 [ ] 平米。 [ ]  
[ ] さん 外1名から、 [ ] さんへ。

3 山手一丁目 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ]  
[ ] さんへ。

4 山手一丁目 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ]  
[ ] さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

5 八幡町下村 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

6 八幡町宗佐 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。新設農家。

7 八幡町中西条 [ ]、 [ ] 平米 外2筆、計 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

8 平荘町山角 [ ]、 [ ] 平米 外2筆、計 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

9 平荘町山角 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

10 平荘町池尻 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。新設農家。

11 志方町投松 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

12 志方町細工所 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。新設農家。

議案書4ページをご覧ください。

13 志方町大澤 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

14 志方町西中 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

15 志方町西牧 [ ]、 [ ] 平米 外2筆、計 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、6番、10番及び12番については新設農家となっており、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～4ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。まず、6番の案件についてお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。8月18日金曜日 午前11時20分より、丸

山農政委員長、庄司委員と私、事務局3名の合計6名で、議案第70号6番の譲受人である[ ]さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

[ ]さんは申請地の隣にある住宅を購入され、現在居住されています。その際、譲渡人より、高齢により耕作が難しいので申請地も一緒に購入してほしいとの話があったそうです。農業経験がないため、当初は自分に農業ができるか自信がなく悩まれたようですが、周囲の状況や地域とのつながりを考えて、転用するのではなく、農地のまま取得し農業を始めたいと思い、今回の申請に至ったとのことでした。

農業経験はありませんが、既に草刈り等の作業をされており、今後は近所の農家の方に相談しながら、葉物野菜やじゃがいも等を作付けしたいと仰っていました。出席した委員からは、申請地は12aと広いので、野菜だけでは管理が大変なため、レモン等の果樹なども検討されてはどうかとアドバイスしました。

非常に気さくな方で、周囲の方ともしっかりコミュニケーションをとっておられるようで、初めての農業で困ったことが出てきても、持ち前の人柄・行動力で、周りの応援を受けながら取り組んでいただけるように感じました。また、家族の理解・協力もあるようですので、地域に馴染んで耕作が継続できるよう見守っていかれたらと思っています。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、10番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。8月18日金曜日 午後4時30分より、馬田会長と東田委員と私、事務局3名の合計6名で、議案第70号10番の譲受人である[ ]さんとご主人の出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

今回の申請は、[ ]さんが不動産屋からこの農地の紹介を受けたことに始まります。通える範囲で、小さい農地があればやってみたいと思っていたところ、ご主人の理解・協力もあり、許可申請する運びとなりました。[ ]さんは家事等に追われ、自分のしたいことする時間がなかなか持てなかったそうです。3年程前に義母を看取ったあと、幼いころ実家でサツマイモやスイカを作っていたことを思い出し、農業をやってみたい、してみたいと強く思うようになったとお聞きしました。

譲渡人が使用してきた農機具を借りる約束をしておられ、実家の倉庫に保管してある農機具も自家用車で運んで農作業をされる予定にしておられます。申請地は公道に接してはいるものの、農機具をその都度運搬することは

大変なので、保管のスペースや駐車場については、地域と相談し、農業委員会事務局へも確認してほしいとお願いしました。また、稲作以外の時期は水路に水が流れないため、水の確保について検討したほうがよいとお話しました。

許可申請の手続きについては譲渡人が中心になって準備されており、地元水利組合への挨拶はこれからだと伺いました。水の確保だけでなく、溝掃除や道掃除などへ参加することも、村と末永くお付き合いしていく上では大切なことです。なるべく早く顔を合わせ、地域の約束事等を理解いただきたいと思いますとお願ひしました。

当面は、譲渡人から野菜栽培の教をを乞いながら農業を開始されるように伺いました。新設農家として、栽培だけでなく農業にかかる地域のルールを引き継いで従っていただけるよう、地域でも見守っていこうと思っています。

営農計画については、水を多く必要とする葉物野菜を控え、イモ類の計画をされており、問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願ひます。

議長 次に、12番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉です。8月16日水曜日 午後2時35分より、丸山農政委員長、堀江委員と私、事務局3名の合計6名で、議案第70号12番の譲受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

申請地は、譲渡人と譲渡人の姉とで管理されている農地で、最近、以前ほど耕作ができていない農地があると■■■■さんは気になっていたそうです。事情を聞くと、高齢になり体調が悪く耕作が難しくなっているとのことでした。■■■■さんは、地域で耕作が行き届かない農地を見つけると手伝ってこられた経験があり、自宅からもほど近く、少し手をかければこれからも十分耕作が続けられそうなので、譲渡の話について快諾されたと伺いました。

■■■■さんは今まで農地所有や権利設定をしたことはありませんでしたが、農作業を手伝ってきた農地があり、地元の営農組合にも登録されているそうです。営農組合の作業日に予定が合えば消毒などの作業にも参加されており、2年程前にオペレーターの資格を取得するなど、地域での農業について意欲的な方だと感じました。また、農薬や肥料の使用についても関心があり、肥料の価格が高騰していくなか、病害虫を防ぎながら、体に優しく、健康のためにもできるだけ体を動かし、農業を楽しんでいきたいと話しておられました。

農地の所有については初めてということですが、農作業の経験はあり、地元の風土にあった農業をしていかれることと思われます。地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。  
議案第70号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第70号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第70号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第71号を議題といたします。  
議案第71号の14件については、7月4日から8月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第72号を議題といたします。  
議案第72号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。  
この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町宗佐■■■■、■■■■平米。■■■■さん。太陽光発電施設用地。

2 志方町廣尾■■■■、■■■■平米の内■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。貸露天資材置場用地、一部転用。

3 志方町廣尾■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農業者住宅兼農業倉庫用地、60条証明申請併願。

4 志方町横大路■■■■、■■■■平米の内■■■■平米。■■■■さん。進入路用地、一時転用、一部転用。

5 志方町横大路■■■■、■■■■平米 外1筆、計1,465平米。

■■■■さん。太陽光発電施設用地、隣接同意なし、疎明書添付。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年8月18日、調査者は、丸山農政委員長、庄司委員と私、事務局4名の、合計7名で実施しました。

議案第72号の1番。申請の土地の位置は宗佐の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、八代醜推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年8月18日、調査者は、馬田会長、都倉澄子委員と私、事務局3名の、合計6名で実施しました。

議案第72号の2番。申請の土地の位置は廣尾東の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が水路・道路、南が水路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第72号の3番。申請の土地の位置は廣尾西の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が水路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。以上2件、地元立会委員は、安本推進委員でした。

次に、議案第72号の4番及び5番。申請の土地の位置は横大路の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、5番の案件につきまして、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調

査された委員の報告をいただきます。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。議案第72号の5番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、疎明書を提出されている件について、8月18日金曜日に、馬田会長、東田委員、都倉澄子委員と私、事務局3名の合計7名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、同意をされなかった隣接農地所有者である[ ]さんと妹さんが出席されました。農地については、令和2年に相続してから、志方町に住む親族を通じて草刈をしてもらう話はしているが、現在は何も作付けされていないとのことです。隣接農地で太陽光発電事業を行うことについては、転用者ではなく工事の施工業者の人が説明に来られたが、何を言っているのかよくわからなかったようです。農地転用されると農業上著しい悪影響の恐れがあるか確認したところ、農地として使っていないので分からないとの回答でした。工事の説明時に[ ]さんも急いでいたようでしっかりと話も聞けておらず、説明資料等も貰っていないとのことでしたので、事業者に資料を送付してもらうように指導するので、不明な点があれば電話でもいいので確認してほしいことを伝えて、聞き取り調査を終えました。

続いて、転用事業者である[ ]さんは欠席されましたが、委任状により申請代理人である松本行政書士の出席がありました。松本さんへは、施工業者に対して隣接者などへ丁寧な説明をするように注意してもらうと共に、今回の申請では隣接農地所有者の[ ]さんへ図面を送付し、不明点があれば連絡くださいなどの一文を添えるようにすることとしました。文書送付について事務局へ連絡を入れるように指導しているため、事務局より報告をお願いします。

聞き取り調査の結果、隣接農地所有者の理解は得られていませんが、周辺の農業へ著しい支障があるとまでは言えないと思いました。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 失礼します。申請代理人である松本行政書士より連絡があり、まず、8月19日に文書及び図面を送付し、同日付で本人まで届いていることを文書追跡サービスにより確認されておられました。そして、本日8月24日には、転用事業の内容について隣接農地所有者から了承した旨の連絡があったとの報告がありました。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

異議なし



議長 異議なしの声がありました。議案第72号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第72号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第73号を議題といたします。  
議案第73号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。  
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

- 1 平岡町八反田 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。分家住宅用地。建築許可申請併願、使用貸借権設定。
- 2 平荘町一本松 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、株式会社 [ ] へ。太陽光発電施設用地。
- 3 上荘町国包 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。露天駐車場用地。
- 4 上荘町国包 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。駐車場進入路用地。
- 5 東神吉町神吉 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。露天駐車場用地。
- 6 志方町廣尾 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さん 外1名へ。分家住宅用地、建築許可申請併願、使用貸借権設定。
- 7 志方町永室 [ ]、 [ ] 平米の内 [ ] 平米。 [ ] さん 外4名から、 [ ] さんへ。販売所兼集荷所用地、露天駐車場用地。賃貸借権設定、一部転用。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7～8ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに3番・4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年8月18日、調査者は、丸山農政委員長、庄司委員と私、事務局4名の、合計7名で実施しました。

議案第73号の1番。申請の土地の位置は八反田の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が水路・道路、南が道路、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

次に、第73号の3番及び4番。申請の土地の位置は国包の中、現況は畑作あと。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が水路、北が分筆畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番並びに5番から7番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年8月18日、調査者は、馬田会長、都倉澄子委員と私、事務局3名の、合計6名で実施しました。

議案第73号の2番。申請の土地の位置は一本松の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が道路、南が雑種地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、道清委員、都倉正委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第73号の5番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は休耕畑。申請地の周囲は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第73号の6番。申請の土地の位置は廣尾西の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が道路、南が道路、北が田・宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、安本推進委員でした。

次に、議案第73号の7番。申請の土地の位置は永室の西、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が田、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第73号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第73号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第73号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第74号を議題といたします。  
議案第74号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料9ページをご覧ください。  
この議案は、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けた土地について、事業計画を変更するために申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第74号 農地転用許可条件の変更承認申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町宗佐■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。受権利者 株式会社 ■■■■、転用計画の変更。

本件は、令和5年6月27日付で、申請地事業計画で太陽光発電施設設置及び露天資材置場のため転用許可を得ていました。太陽光発電設備の土地は造成を行わない予定でしたが、この度碎石を入れるなどの造成工事の追加、それに伴う事業時期の変更をしようとするものです。

なお、本件は定例現地調査を実施しています。つきましては、別紙、審議参考資料9ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、農地区分による立地基準判断を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年8月18日、調査者は、丸山農政委員長、庄司委員と私、事務局4名の、

合計7名で実施しました。

議案第74号の1番。申請の土地の位置は宗佐の北、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が雑種地、北が畑・雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第74号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第74号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第74号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第75号を議題といたします。

議案第75号の8件については、7月4日から8月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第76号を議題といたします。

議案第76号の15件については、7月4日から8月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第77号ですが、市街化区域の農地転用について、専決処理による規定を満たさないものとして議案上程していましたが、8月21日に規定を満たしたため、専決処理を行いました。ついては、議案から削除願います。

議長 次に、議案第78号を議題といたします。

議案第78号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書22ページ、審議参考資料10ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がない

こと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第78号 非農地証明願承認のこと。

- 1 野口町水足■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和55年頃。
- 2 西神吉町宮前■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成9年以前。
- 3 志方町東飯坂■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和5年以前。
- 4 志方町西中■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成5年頃。
- 5 志方町西牧■■■■、■■■■平米 外6筆、計■■■■平米。■■■■さん、平成元年以前。

全ての案件について定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料10ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年8月18日、調査者は、丸山農政委員長、前田委員と私、事務局4名の、合計7名で実施しました。

議案第78号の1番。申請の土地の位置は水足の南、申請地の状況は原野となっており、申請どおりかと思われまふ。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年8月18日、調査者は、馬田会長、東田委員と私、事務局3名の、合計6名で実施しました。

議案第78号の2番。申請の土地の位置は宮前の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われまふ。地元立会委員は、佐伯委員、増

田推進委員でした。

次に、議案第78号の3番。申請の土地の位置は東飯坂の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、安本推進委員でした。

次に、議案第78号の4番。申請の土地の位置は西中の北。申請地の状況は原野となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、横山推進委員でした。

次に、議案第78号の5番。申請の土地の位置は西牧の西及び北。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第78号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第78号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めま。議案第78号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第79号を議題といたします。  
議案第79号の1件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第80号を議題といたします。  
議案第80号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書25ページをご覧ください。この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第80号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 別府町新野辺■■■■、■■■■平米 外6筆、計■■■■平米。相続

人 ■■■■さん、被相続人 ■■■■さん、同居。

なおこの案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により相続人自ら、全ての農地所有し、自ら耕作するとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第80号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第80号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第80号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第81号を議題といたします。

議案第81号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第81号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書27ページ、審議参考資料11ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数4戸。農地の中間的受け皿となる者の数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数6戸。筆数8筆、面積9,223平米です。

続きまして、28ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利

用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書29ページの各筆明細をご高覧ください。

議案朗読及び概要の説明は以上とさせていただきます。

議長 農林水産課の議案朗読及び概要説明は終わりました。

ここで、議案第81号のうち各筆明細1番については、前田 祥道 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 それでは、議案第81号のうち各筆明細1番について、農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書29ページの各筆明細1番の案件につきましては、貸す者 ■■■■■さん、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者 株式会社 ■■■■■です。また、詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料11ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第81号のうち各筆明細1番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第81号のうち各筆明細1番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第81号のうち各筆明細1番について、原案のとおり決定いたします。

それではここで、前田 祥道 委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)



議長 次に、議案第81号のうち、各筆明細2番から6番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書29ページの各筆明細2番から6番の案件につきましては、貸す者5名、借りる者3名です。また、詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料11ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第81号のうち、各筆明細2番から6番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第81号のうち、各筆明細2番から6番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第81号のうち、各筆明細2番から6番について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第82号を議題といたします。

議案第82号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。よろしく願います。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしく願います。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第82号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案31ページ及び審議参考資料の12ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、[REDACTED]。申請者は、[REDACTED]様です。[REDACTED]様は、この度、認定農業者となるために農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案32ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、稲作です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。有機水稻の現状は、作付面積650a、生産量19,500kgで、目標は、作付面積1,200a、生産量50,400kgです。水稻の現状は、作付面積350a、生産量は10,500kgで、目標は、作付面積200a、生産量は8,400kgです。

続きまして、議案33ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。現状では農地の集約、集積は進んでいます。生産の効率化をはかるために機械化を図り、スマート農業を推進し、農地のインフラ整備を充実します。5年後の目標として有機米生産量3倍を目指します。

④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。有機JASの稲作をすすめ、有機米の里としての地域活性化を図り、スマート農業への取り組みとして、生産日誌等をデジタル化し事務的負担を軽減します。また、GAPの導入と法人化を行います。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。農業従事の態様は、現状アナログがメインですが、機械の大型化とデジタル化を目指します。それに伴い農業機械、事務作業をクボタのKSASを利用したデジタル化により省力化し、現状の人員数を保ちつつ、より効率的な人員配置を可能にしていきます。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現状は100aから500aの規模の生産方式で経営してきましたが、1,000aから2,000a以上の規模拡大に向けた生産方法に切り替えが必要となります。それに伴う機械の大型化とスマート農業化を目指します。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議お願いします。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

丸山委員 議席番号18番、丸山です。[REDACTED]さんの農業経営改善計画について、8月16日水曜日 午後2時から農業委員室にて、都倉正委員、堀江委員と私、農業委員会事務局職員3名、農林水産課職員2名の合計8名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■さんは、以前よりお父さんと2人で農業経営に取り組みされており、聞き取り調査にも2人でお越しになりました。このたびは規模拡大と有機農業の普及・増産のため、改善計画を作成されました。

■さんの計画の特徴は、有機による水稲栽培の拡大とスマート農業への取り組みです。2016年に有機による水稲栽培を始められてから徐々に面積を増やされ、現在の650aから目標年の令和10年には1,200aまで拡大する計画となっています。将来は成井地区を有機の里にしたいともおっしゃっていました。品種は主にニコマルとヒノヒカリで、主に有機加工米として加西市のせんべい屋に出荷され、せんべいは海外にも輸出されているとお聞きしました。スマート農業については、農業用機械の自動運転に加え、クボタのKSASによる事務作業の効率化にも取り組まれており、将来はラジコンの草刈り機の導入も考えられていました。

■さんはまだ30代と若く、主に志方町成井において集積を進められ、意欲のある担い手として活躍されることを期待しています。計画についても、スマート農業など時代に合った内容となっており、適正なものと思われま

す。以上、よろしくご審議ください。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第82号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第82号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第82号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 次に、議案第83号を議題といたします。

議案第83号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課の河野と申します。この議案は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第6条に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を行うにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。

それでは、議案第83号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について意見を求めることについて説明させていただきます。

議案書35ページをご覧ください。まず、1の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の概要についてご説明いたします。基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づき、市町村が、都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標を取りまとめたものです。具体的には、当該市町村の、育成すべき農業経営の目標と所得水準等の基本的考え方、営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等、を内容とします。

次に、2の変更理由についてです。加古川市では、兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を受け、加古川市における今後の農業の基本的な方向を明確にするため、平成7年度に策定しました。この度、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに加え、兵庫県の基本方針が令和5年6月に変更されたことを踏まえ、加古川市の基本構想を変更いたします。

次に、議案書36ページと議案第83号の審議参考資料後半の新旧対照表をご覧ください。新旧対照表は、表の左側に現行、右側に改正案を記載しております。

議案書の3の主な変更内容についてです。一つ目は、令和5年4月1日付け農業経営基盤強化促進法の改正に伴う変更によるもので、①農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加、②法定化された地域計画に関する事項の新設、③利用権設定等促進事業の削除をしております。それぞれの詳細についてです。まず、①農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加についてです。新旧対照表の10ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法の改正により本事項に係る内容を追加しております。認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用し、各関係機関と連携しながら、必要となるサポートを行っていくことを記載しております。次に、②法定化された地域計画に関する事項の新設についてです。新旧対照表の14ページをご覧ください。地域計画の策定に関する区域の基準やその他の事項等に関する内容について追加で記載しております。最後に、③利用権設定等促進事業の削除についてです。同じく新旧対照表の14ページをご覧ください。利用権設定等促進事業の廃止により本事業に関する記載を削除しております。なお、農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、経過措置の間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。以上が、(1)令和5年4月1日付け農業経営基盤強化促進法の改正に伴う変更によるものです。

続きまして、(2)農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除についてです。新旧対照表の30ページをご覧ください。農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するために創設された事業になります。しかし、令和2年4月1日付け農業経営基盤強化促進法の改

正により、農地の集積・集約化を支援する体制の一元化を図ることを目的に、農地利用集積円滑化事業について農地中間管理事業に統合・一体化する措置が講じられたため削除しております。

次に、(3) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用の占める面積のシェアの目標の修正についてです。新旧対照表の12ページをご覧ください。おおよそ10年後の当該目標値について、17%から30%に修正しております。目標値の考え方についてですが、令和4年度末時点の認定農業者・認定新規就農者の耕作面積は526haであり、平成29年度末から5年間で約118ha増加しております。今後10年間についても同規模で集積を進めていくことを目標とした場合、農業振興地域内の農用地等の面積2,476haに対して、目標とする認定農業者・認定新規就農者の耕作面積762haで、割合が約30%となるため、目標値を修正しております。

議案書37ページをご覧ください。最後に(4) その他についてです。効率的かつ安定的な農業経営の指標とする営農類型についての見直しや、国が示す記載例や兵庫県の基本方針にあわせた修正や事業名の変更などを行っています。

なお、基本構想の変更案は審議参考資料の1ページから17ページになります。この度の変更に係る説明は以上です。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第83号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第83号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第83号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時41分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和5年8月24日

署名委員（3番）

署名委員（4番）